

請願書

請願名 八潮市議会議員定数削減に関する請願書

要旨 平成17年9月実施予定の選挙から八潮市議会議員定数を現在の26名から18名に削減する請願

理由 我々「八潮市議会を良くする市政研究会」は、常日頃より市議会を傍聴し、また主役の市民の方々の声に耳を傾けて参りました。

一方、議会は行政を市民の代表として、監視、監督を充分に果たしているか、また市民の代弁者としてしっかりと取り組んでいるのか、長年にわたり見て参りました。

今、日本はバブル崩壊後、国、地方とも長年に亘り、財政の悪化に悩み苦しんでおります。当市も平成16年度末では、市民一人当たりの負債が約39万円となり、一段と財政が逼迫する状況にあります。景気回復の兆しが見えてきたとはいえ、まだ油断できません。完全な景気の回復には、今しばらく時間がかかると考えられます。

このような情勢の中で、当市も地方分権、地方自治に向けての行財政改革に緊急かつ真摯に取り組まなければなりません。市民に対するサービスの低下、補助金等の削減など、市民は財源が厳しいからというだけでは納得できません。

そこで、全国的にも議員報酬の減額、定数削減等を実施するところが多くなっているのが現状です。

当市も現在の議員の定数は、近隣市町に比べても多いと思います。

今、市民の声は「議員を減らすべきだ」という声は大きく、現状を容認する声よりも叱責（しっせき）の声の方が、遥かに勝っていることを認識してほしいと思います。

以上の理由から、財政を見直し痛みを共に分かち合うために、議会において定数削減を取り上げ審議して頂きたく、当請願に賛同する4070名の署名を添えてお願いいたします。

請願者（代表）
住所 八潮市大字八條2910番地6

氏名 「八潮市議会を良くする市政研究会」代表 浦川 勇 外10名

請願名 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

要旨 次の2つの項目を盛り込んだ「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。

1. 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること
2. リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、様々な手法を盛り込むこと

理由 一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1997年4月に容

器包装リサイクル法が施行されました。

ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。

その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。

また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組むインセンティブ（誘因）が働きません。

従って、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄に代わる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることとなります。

しかも、この法律は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の精神からも矛盾しており、これらを推進する様々な経済的手法や規制的手法（例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など）を盛り込む視点で見直すことが必要であるため。

請願者（代表）
住所 八潮市大字八條2738番地4

氏名 篠田 キクエ 外722名 賛同者18名添えて

「八潮市議会議員定数削減に関する請願書」について、討論の概要をお知らせいたします。

反対討論

八潮市議会の定数は、自治法の改正により30名以下の範囲で条例で定めるとなっていることから、平成9年第3回定例会で26名の定数とする条例改正を、賛成多数で確認をしたものです。議会の定数をいくつにするか、これは、地方議会のあり方を考える上で大事な点だろうと思えます。

「地方自治の本旨」ということが言われます。「住民自治」と「団体自治」ということが言われ、「住民自治とは、地域の行政を地域住民の意思と責任によって行うことをいう」との説明があります。

この具体化として、選挙権や被選挙権、直接請求権、請願権・陳情、住民監査請求等々が規定されています。このうち選挙権や被選挙権によって、私たち議会議員が選出されることになるわけですが、議会の大事な機能は、住民代表機能（議案審議や一般質問等により住民の広範な意見を議会に反映させること）であり、執行機関に対する監視機能、さらには議会としての意思決定機能や議会での審議を通じて市政の状況を市民に知らせいくなどの情報開示・審議機能等と言われています。

地方議会は、住民の声を自治体に反映する住民の代表機関であり、議会議員定数の削減は、このような議会のもっている機能・権限を結果として切り縮めていくことにつながりかねません。そして、そのことは、住民と議会・市政との関わりを薄めざるを得ないということになります。よって採択に反対の討論とします。

賛成討論

議員定数削減の動きは、宮代町を始め県内外の多くの自治体でも広まりを見せている。

自治体の憲法ともいえる地方自治法には「地方公共団体は、其の事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない」とあり、市政に携わる者すべてが常に銘記しておかなければならない大原則である。

行財政改革、地方分権という中で、人件費の削減、補助金の削減、公共事業の効率的な執行等を求める議員が、議会だけは例外と自らの痛みを避け続けるならば、どんな筋論を述べても市民に対して説得力を持たない。

定数削減に反対する根拠として「多様な民意の反映が損なわれる」と「議会のチェック機能の低下」が必ず挙げられるが、町会・自治会、市民団体、市民会議等で細かい住民意思を反映できるとし、陳情・請願という方法も開かれている。

地方分権、住民自治という見地から、細かい地域の問題にまで議員が関与するのは、住民の主体性を失わせることになり、健全な姿ではない。また、議会の本来の役割（行政のチェック）を果たすためには議員の数ではなく、むしろ質の問題である。以上のことから、請願を採択することに賛成する。

質疑

平成16年第2回定例会では、次の1議案について質疑が行われました。

▼議案38号 専決処分承認を求めることについて（八潮市税条例の一部を改正する条例）……………

個人市民税関係の改正に伴う均等割の年額の改正・非課税の段階的廃止・非課税限度額の引き下げ等に伴い市民税関係が施行、適用された場合の税収の推計額について。